

# 「新型コロナウイルス感染症に伴う 世田谷区臨時労働電話相談」 を開設しました

新型コロナウイルス感染症により経済活動や労働環境に影響が出ていることから、**社会保険労務士による電話相談**を実施いたします。

 **03-6805-3171**

受付時間：平日9時～17時  
(土日・祝日を除く)

電話相談は**お一人様30分以内**とさせていただきます。  
また、相談は無料ですが通話料金はかかります。

## ● 対象

区内在住・在勤の労働者および区内中小事業者

## ● 実施期間

令和2年3月11日(水)から当面の間

## ● 相談内容(例)

- ・休業手当や傷病手当金などの初期相談
- ・小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援の助成金や休業手当の費用を助成する雇用調整助成金等の案内